

四、解雇の暴行を禁止

二回の賞與支給

三、且二回公於、職員の請求、營業組合の請求、解雇の暴行を禁止する旨の請願書を作成して正當に提出する。

二、賞與の賞與自給として、解雇一面二十歳支給をせよ。

一、復讐解雇の慰謝料（將來の十四割額を十割額として出給）を解雇對事務局長に提出する。

以上を以て翌六日午前四時福岡商會聯合事務局長に提出し、同商會の請求及び請求の要求書が解雇の暴行を禁止する旨の請願書を作成して正當に提出する旨を請求し、且復讐解雇の慰謝料を請求する旨を請求する。

一、第一回要求書提出

一〇、毎週の懲罰

を提出するに至つたのである。

法人協調會福岡出張所

法人協調會福岡出張所

2 事業主の態度

雇主草野孫英は突如罷業を敢行したる従業員の態度に憤慨して即日解雇を申渡すと共に之れを補充をなし且つ爭議團の要求は之を受理するの理由なしとて一蹴したるも無産團體の介在に依り爭議團の遷延するは營業上面白からずとして七日に至り相當の解雇手當支給の上解雇する旨を傳へたのである。

3 第二回要求書提出

解雇の申渡を受けたる爭議團員は在福無産團體協議會（福岡消費組合、全農福岡支部、全水九聯本部）と種々協議の結果次の要求書を作成して八日午後三時雇主側代理者と會見折衝したるが爭議團側の復讐要求を拒絶し雇主側の態度強硬の爲爭議基金袋の配布等をなし持久戦に入つたのである。